答 弁 第 一 四 二 号

内閣衆質二一一第一四二号

令和五年六月三十日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議 院 議 長 細 田 博 之殿

衆議院議員緑川貴士君提出介護職の処遇改善、 介護離職者対策に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆議院議員緑川貴士君提出介護職の処遇改善、 介護離職者対策に関する質問に対する答弁書

一について

等ベースアップ等支援加算による処遇改善を含めた介護職員の処遇改善の状況を把握することが重要であ ると考えており、 お尋ねについては、まずは、令和四年二月から実施している介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員 令和四年度介護従事者処遇状況等調査の結果等を踏まえて検討を進める必要があると考

一について

えている。

ワー の開 であり、 に取りまとめた報告書において、 くり」については、 御指摘の 催 クを選択できるように努めることを事業主に求めることが必要である」などと指摘されているところ 今後、これらの指摘等を踏まえながら労働政策審議会雇用環境・均等分科会で議論を行う予定で 相談窓口の設置など雇用環境の整備を行うことが必要である」、 「一人ひとりの従業員の要望、 厚生労働省の 「事業主が、 「今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会」が令和 ライフスタイルに可能な限り対応した働き方ができる仕組みづ 介護保険制度や両立支援制度に関する社内セミナーや研修 「介護期の働き方として、テレ 五年六月

